



山形県公報

平成21年1月13日(火)
第2009号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...14

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(置賜総合支庁福祉課)...15
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....( 同 )...16
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の  
所在地の変更.....( 同 )...同
- 国民健康保険組合の規約の変更の届出.....(長寿社会課)...同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...17
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....( 同 )...同
- 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更.....(庄内総合支庁水産課)...同
- 家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求.....(エコ農業推進課)...19
- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...20
- 県道の供用の開始.....( 同 )...同
- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...同
- 県道の供用の開始.....( 同 )...21
- 開発行為に関する工事の完了.....(置賜総合支庁建築課)...同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出 納 局)...同

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

- 山形県選挙管理委員会委員長の氏名等.....22
- 山形県選挙管理委員会委員長職務代理者の氏名等.....同
- 政治団体の設立.....同
- 政治団体の届出事項の異動.....23
- 政治団体の収支報告書の要旨.....25
- 政治団体の解散.....27
- 政治団体の収支報告書の要旨.....同
- 資金管理団体の指定.....28

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁地域支援課)...29
- 一般競争入札の公告.....(病院事業局)...同

### 正 誤

## 規 則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第 1 号

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年 3月県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 項第 9 号中「第49条」を「第40条の 3」に改め、「において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条及び第57条」及び「及び特別代理人」を削り、同項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同項第13号中「第58条」を「第50条の14」に改め、「において準用する民法第83条」を削り、同号を同項第14号とし、同項第12号中「第58条」を「第50条の 7」に改め、「において準用する民法第77条第 2 項」を削り、「登記した事項」を「氏名及び住所」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 第40条の 4（第64条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任に関すること。

別表第 9 項第 1 号中「第47条の 2 第 3 項第 1 号二」を「第47条の 2 第 3 項第 1 号八」に改め、同表第10項第 1 号中「第24条第 4 号」を「第24条第 3 号」に改め、同表に次の 2 項を加える。

11 教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする一般社団法人及び一般財団法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）による次の事項

(1) 第 4 条の規定による認定（以下「公益認定」という。）に関すること。

(2) 第 8 条（第11条第 4 項及び第25条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による公益認定等に関する意見の聴取に関すること。

(3) 第10条（第11条第 4 項及び第25条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による公益認定等の公示に関すること。

(4) 第11条第 1 項の規定による公益目的事業を行う県の区域等の変更の認定に関すること。

(5) 第12条（第25条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁の変更を伴う変更の認定の場合等における申請書の経由及び事務の引継ぎに関すること。

(6) 第13条の規定による名称等の変更の届出の受理及び公示に関すること。

(7) 第22条の規定による財産目録等の提出の受理並びに閲覧及び謄写に関すること。

(8) 第24条の規定による合併等の届出の受理及び公示に関すること。

(9) 第25条第 1 項の規定による合併による地位の承継の認可に関すること。

(10) 第26条の規定による解散等の届出の受理及び公示に関すること。

(11) 第27条第 1 項の規定による報告の徴収、立入検査等（第50条第 1 項に規定する合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）の庶務をつかさどる職員として行うものを含む。）に関すること。

(12) 第28条（第29条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による勧告、勧告の内容の公表、措置命令、措置命令の公示及び意見の聴取に関すること。

(13) 第29条の規定による公益認定の取消し、公益認定の取消しの公示及び登記の嘱託に関すること。

(14) 第30条第 4 項の規定による認定取消法人等への通知に関すること。

(15) 第31条の規定による許認可等行政機関等からの意見に関すること。

(16) 第51条において準用する第43条の規定による合議制の機関への諮問に関すること。

(17) 第52条において準用する第44条第 2 項の規定による答申に基づく措置についての報告に関すること。

(18) 第53条第 2 項において準用する第45条の規定による届出に係る書類の写し等の合議制の機関への送付並びに許認可等行政機関からの意見及び合議制の機関に諮問せずに措置を講じた旨の合議制の機関への通知に関すること。

(19) 第54条において準用する第46条の規定による合議制の機関からの勧告及び勧告に基づく措置についての報告に関すること。

(20) 第56条の規定による官庁等への協力依頼等に関すること。

12 教育委員会の所掌事務に関連する事項を目的とする一般社団法人及び一般財団法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の

整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による次の事項

- (1) 第44条の規定による公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定（以下「移行認定」という。）に関する  
こと。
- (2) 第45条の規定による通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可に関すること。
- (3) 第104条の規定による移行認定に関する意見の聴取に関すること。
- (4) 第105条の規定による旧主務官庁への通知に関すること。
- (5) 第106条第2項（第121条第1項において準用する場合を含む。）の規定による移行の登記の届出の受理に  
関すること。
- (6) 第108条の規定による移行認定の公示及び旧主務官庁からの事務の引継ぎに関すること。
- (7) 第109条（第131条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による移行認定等の取消し、旧  
主務官庁への通知及び移行認定等の取消しの公示に関すること。
- (8) 第120条の規定による旧主務官庁への意見の聴取及び通知に関すること。
- (9) 第123条第2項（第126条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による移行法人等の監  
督に関すること。
- (10) 第124条（第126条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による公益目的支出計画の  
実施が完了したことの確認に関すること。
- (11) 第125条（第126条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による公益目的支出計画の  
変更の認可及び変更等の届出の受理に関すること。
- (12) 第126条（同条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による合併をした場合等の届出  
の受理に関すること。
- (13) 第127条（第126条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による計算書類等の提出の  
受理並びに公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関すること。
- (14) 第128条第1項（第126条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、  
立入検査等に関すること。
- (15) 第129条（第126条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による勧告及び措置命令に  
関すること。
- (16) 第130条（第126条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による移行法人等の清算時  
の残余財産の帰属に係る承認に関すること。
- (17) 第131条第1項の規定による認可申請法人の認可の取消しに関すること。
- (18) 第132条第2項（第126条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による移行法人等が  
公益認定を受けた場合の届出の受理に関すること。
- (19) 第138条第2項において準用する第133条の規定による合議制の機関への諮問に関すること。
- (20) 第139条において準用する認定法第44条第2項の規定による答申に基づく措置についての報告に関するこ  
と。
- (21) 第140条において準用する第135条の規定による届出に係る書類の写し等の合議制の機関への送付及び合  
議制の機関に諮問せずに措置を講じた旨の通知に関すること。
- (22) 第141条において準用する第136条の規定による合議制の機関からの勧告及び勧告に基づく措置につい  
ての報告に関すること。
- (23) 第142条において準用する認定法第56条の規定による官庁等への協力依頼等に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨  
の届出があった。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                     | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地       |               | 変更年月日      |
|-----------------------------------------|-----------|-------------------|---------------|------------|
|                                         |           | 変 更 前             | 変 更 後         |            |
| 株式会社ジャパンケアサービス東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | 訪問介護      | ハッピー米沢・ヘルパーステーション |               | 平成20.12.10 |
|                                         |           | 米沢市金池六丁目3番9号      | 米沢市大町五丁目3番46号 |            |

## 山形県告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                   | 介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地       |               | 変更年月日      |
|-----------------------------------------|-------------|-------------------|---------------|------------|
|                                         |             | 変 更 前             | 変 更 後         |            |
| 株式会社ジャパンケアサービス東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | 介護予防訪問介護    | ハッピー米沢・ヘルパーステーション |               | 平成20.12.10 |
|                                         |             | 米沢市金池六丁目3番9号      | 米沢市大町五丁目3番46号 |            |

## 山形県告示第30号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地       |               | 障害福祉サービスの種類    | 変更年月日      |
|-----------------------------------------|-------------------|---------------|----------------|------------|
|                                         | 変 更 前             | 変 更 後         |                |            |
| 株式会社ジャパンケアサービス東日本<br>東京都豊島区北大塚一丁目13番15号 | ハッピー米沢・ヘルパーステーション |               | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成20.12.10 |
|                                         | 米沢市金池六丁目3番9号      | 米沢市大町五丁目3番46号 |                |            |

## 山形県告示第31号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第4項の規定により、国民健康保険組合の規約を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 組合の名称  
山形県建設国民健康保険組合
- 2 変更の内容  
組合の事務所の所在地を「山形市双葉町二丁目6番18号」から「山形市北町三丁目1番7号」に改める。
- 3 変更年月日  
平成20年11月25日

## 山形県告示第32号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.60%」を「年0.70%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年12月18日から適用する。
- 2 平成20年12月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第33号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年 9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年12月18日から適用する。
- 2 平成20年12月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第34号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

## 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を推し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続き未だ資源の回復の兆しが認められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

記

- 1 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量若しくは漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 2 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進する。
- 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な

資源管理を推進する。

6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。

## 第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   | 若干         |
| まあじ         | 1月から12月    | 若干         |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 22トン       |
| するめいか       | 1月から12月    | 若干         |

2 第一種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   |            |
| まあじ         | 1月から12月    | 若干         |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   |            |
| するめいか       | 1月から12月    | 若干         |

（注）すけとうだら及びずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

## 第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

### 【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

### 【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業しつつ、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

### 【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

## 第4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量に関する事項

平成21年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成21年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成21年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

第5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

平成21年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量（隻日） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>（うち手繰第一種漁業） | 平成21年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870     |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成21年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147     |

第6 第二種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれい及びはたはたの資源回復を図るために国が作成した「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

山形県告示第35号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定により、次のとおり報告を求め、平成20年10月県告示第884号（家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求）は、廃止する。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため。

2 報告すべき者

飼養羽数が100羽以上の鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場の所有者並びに飼養羽数が10羽以上のだちょうの農場の所有者

3 報告すべき事項

(1) 農場についての次に掲げる事項に係る毎月（第1回目の報告は、平成21年1月）の状況

イ 飼養羽数

ロ 死亡羽数

ハ 家畜の健康状態

ニ 飼養衛生管理の異常

(2) 通常の死亡率と異なる等、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、その状況

4 報告書の提出期限

(1) 3の(1)については、翌月の10日（10日が休日であるときは、その日前において、その日に最も近い休日）で

ない日とし、第1回目の提出は、平成21年2月10日（火）とする。）の正午

(2) 3の(2)については、直ちに。

#### 5 報告書の提出先及び提出方法

##### (1) 提出先

対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所

##### (2) 提出方法

電子メール、ファクシミリその他対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所長が指示する方法により提出するものとする。

#### 6 その他必要な事項

(1) 本告示が適用される期間は、当分の間とする。

(2) 詳細については、次の部署に問い合わせること。

イ 農林水産部工コ農業推進課畜産室（電話 023 - 630 - 2470）

ロ 中央家畜保健衛生所（電話 023 - 686 - 4410）

ハ 最上家畜保健衛生所（電話 0233 - 29 - 1357）

ニ 置賜家畜保健衛生所（電話 0238 - 43 - 3217）

ホ 庄内家畜保健衛生所（電話 0234 - 42 - 3331）

#### 山形県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年1月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 泥部宮脇線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|-------------------|---|------|------------------|-------------|
| 上山市下生居字屋敷前417番1から |   | 旧    | 14.0メートル         | メートル<br>889 |
| 同 字森719番1まで       |   |      | 8.0              |             |
| 同                 | 上 | 新    | 25.6メートル<br>11.5 | 同上          |

#### 山形県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年1月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路線名 泥部宮脇線

2 供用開始の区間 上山市下生居字屋敷前417番1から

同 字森719番1まで

3 供用開始の期日 平成21年1月13日

#### 山形県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年1月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 上伊佐沢川西線



3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                        | 延 長                 |
|-----------------------------------------------|------|------------------------------|---------------------|
| 東置賜郡川西町大字西大塚字犬川五219番 1 から<br>同 字荒小屋東三43番 3 まで | 旧    | 25.0 <sup>メートル</sup><br>10.8 | 808 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                           | 新    | 25.0 <sup>メートル</sup><br>10.8 | 同 上                 |

山形県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年 1月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 上伊佐沢川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字西大塚字犬川五219番 1 から  
同 字荒小屋東三43番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 1月13日

山形県告示第40号

次の開発行為は、完了した。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年11月12日 指令置総建第72号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市栲塚字北谷地923番 1、924番、925番 2、926番 1、926番 2、926番 3、927番、928番、929番、930番 1、930番 2、935番 1、936番 1、936番 2、937番、938番、939番、940番、941番、942番、943番 1、943番 2、944番、945番 2、945番 3、945番 4、947番 3、947番 4、947番 5、948番 1、948番 2、948番 5、948番 6、950番 2、950番 3、950番 5、926番 1 先道路・水路・堤、938番先水路・堤、950番 2 先堤  
南陽市栲塚字上谷地1177番、1178番 1、1180番 1、1180番 2、1180番 3、1180番 4、1180番 5、1180番 6、1180番 7、1180番 8、1180番 9、1180番10、1180番11、1181番、1182番、1183番 1、1177番先道路・水路、1180番 1 先道路・水路
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称  
南陽市栲塚948番地の 1  
医療法人社団 公德会

山形県告示第41号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|         |   |                     |                      |   |   |   |
|---------|---|---------------------|----------------------|---|---|---|
| 別表第 2 中 | ” | 本店営業部<br>十日町出張<br>所 | 山形市十日町二丁目 4 番 1<br>号 | ” | ” | を |
|         | ” | 酒田支店今<br>町出張所       | 酒田市寿町 5 番28号         | ” | ” |   |

「 " 酒田支店今町出張所 酒田市寿町 5 番28号 " " " に改める。

別表第 6 中 「 " 大字嶋250番地 " " 大字島字島東230番地 " に改める。

附 則

この規程は、平成21年 2月 9 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、同年 3月23日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 1 項の規定により、平成20年12月25日、次の者が山形県選挙管理委員会委員長に選挙された。

平成21年 1月13日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

住 所 山形市宮町二丁目 6 番10 - 9 号  
氏 名 熊 谷 誠

山形県選挙管理委員会告示第 9 号

平成20年12月25日、次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 3 項の規定による委員長の職務を代理する者に指定した。

平成21年 1月13日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

住 所 南陽市若狭郷屋814番地の 3  
氏 名 後 藤 武 夫

山形県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成21年 1月13日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日          |
|------------|---------|----------|-------------------|----------------|
| おきつ一博後援会   | 沖 津 千 春 | 沖 津 浩 男  | 寒河江市大字島171        | 平成<br>20.11.19 |
| さがえの明日を拓く会 | 柏 倉 信 一 | 安孫子 孫兵衛  | 寒河江市大字日田字五反 8 の 8 | 同<br>11.21     |
| 未来の天童を創る会  | 佐 藤 正 男 | 武 田 慶 作  | 天童市大字蔵増甲893       | 同<br>11.26     |

|               |         |         |                                |            |
|---------------|---------|---------|--------------------------------|------------|
| 天童再興推進の会      | 緑 三 郎   | 伊 藤 登志男 | 天童市東本町1丁目9-20                  | 同<br>12. 2 |
| チェンジ!やまがた     | 庄 司 孝 範 | 岡 田 新 一 | 山形市木の実町12番37号                  | 同<br>12. 3 |
| 日本薬業政治連盟山形県支部 | 宮 原 良 司 | 澁 谷 政 之 | 山形市蔵王松ヶ丘1-2-10<br>株式会社バイタルネット内 | 同<br>12. 8 |

## 山形県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成21年1月13日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称           | 異動事項          | 内 容                        |                         | 届出年月日          |
|-------------------|---------------|----------------------------|-------------------------|----------------|
|                   |               | 新                          | 旧                       |                |
| 民主党山形県参議院選挙区第1総支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       | 平成<br>20.11.17 |
|                   | (公職の種類)       | 参議院議員                      |                         |                |
| 自由民主党21世紀山形をつくる会  | 主たる事務所の所在地    | 山形市蔵王半郷269-1               | 東村山郡山辺町大字山辺822          | 同<br>12. 1     |
| 自由民主党山形県第一選挙区支部   | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       | 同<br>12. 3     |
|                   | (公職の種類)       | 衆議院議員                      |                         |                |
| 民主党山形県第1区総支部      | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       | 同<br>12. 3     |
|                   | (公職の種類)       | 衆議院議員                      |                         |                |
| 民主党山形県第2区総支部      | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       | 同<br>12.12     |
|                   | (公職の種類)       | 衆議院議員                      |                         |                |
|                   | 主たる事務所の所在地    | 米沢市金池5-13-3<br>KRビル金池1F    | 米沢市金池5-13-3<br>KRビル金池3F | 同<br>12.18     |
| 社会民主党酒田飽海支部       | 主たる事務所の所在地    | 酒田市上安町二丁目17-11             | 酒田市浜田一丁目11-16           | 同<br>12.15     |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称        | 異動事項               | 内 容                                                    |                   | 届出年月日          |
|----------------|--------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|----------------|
|                |                    | 新                                                      | 旧                 |                |
| 舟山やすえを支援する会    | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成<br>20.11.17 |
|                | （公職の種類）            | 参議院議員                                                  |                   |                |
|                | （公職の候補者の氏名及び公職の種類） | 舟山康江、参議院議員                                             |                   |                |
| 税理士による岸宏一後援会   | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体                             | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同<br>11.18     |
|                | （公職の候補者の氏名及び公職の種類） | 岸宏一、参議院議員                                              |                   |                |
| おきつ一博後援会       | 主たる事務所の所在地         | 寒河江市大字島島東76-2                                          | 寒河江市大字島171        | 同<br>11.25     |
| 遠藤利明後援会        | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体                             | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同<br>12.3      |
|                | （公職の候補者の氏名及び公職の種類） | 遠藤利明、衆議院議員                                             |                   |                |
| 上山新風会          | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体                             | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同              |
|                | （公職の候補者の氏名及び公職の種類） | 遠藤利明、衆議院議員                                             |                   |                |
| 岸宏一長井市後援会      | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体                             | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同              |
|                | （公職の候補者の氏名及び公職の種類） | 岸宏一、参議院議員                                              |                   |                |
| 21世紀政経懇話会      | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 同              |
|                | （公職の種類）            | 衆議院議員                                                  |                   |                |
|                | （公職の候補者の氏名及び公職の種類） | 鹿野道彦、衆議院議員                                             |                   |                |
| 山形県社会保険労務士政治連盟 | 会計責任者              | 渡辺文路                                                   | 神保俊吾              | 同              |

|              |                    |                            |                         |            |
|--------------|--------------------|----------------------------|-------------------------|------------|
| 山形新風会        | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       | 同          |
|              | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 遠藤利明、衆議院議員                 |                         |            |
| 岸宏一寒河江市後援会   | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       | 同<br>12.5  |
|              | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 岸宏一、参議院議員                  |                         |            |
| 真室川町岸宏一後援会   | 代 表 者              | 齋 藤 実                      | 齋 藤 実                   | 同          |
|              | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       |            |
|              | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 岸宏一、参議院議員                  |                         |            |
| 未来をひらく町民の会   | 会計責任者              | 渡 部 ま す み                  | 本 田 康 欣                 | 同<br>12.8  |
| 近藤洋介後援会      | 主たる事務所の所在地         | 米沢市金池5-13-3<br>KRビル金池1F    | 米沢市金池5-13-3<br>KRビル金池3F | 同<br>12.12 |
|              | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       |            |
|              | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 近藤洋介、衆議院議員                 |                         |            |
| 長井洋山会        | 国会議員関係政治団体の区分      | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体       | 同          |
|              | (公職の候補者の氏名及び公職の種類) | 近藤洋介、衆議院議員                 |                         |            |
| 星川純一後援会      | 主たる事務所の所在地         | 酒田市みずほ2-18-12              | 酒田市大字黒森字草刈谷地78-4        | 同<br>12.15 |
| 元気な山形サポーターの会 | 名 称                | 元気な山形サポーターの会               | 新しい山形県をつくるみんなの会         | 同<br>12.18 |
|              | 主たる事務所の所在地         | 山形市六日町8番17号                | 山形市南原町一丁目6番25号          |            |

## 山形県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり公表する。

平成21年1月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

## ( 資金管理団体 ) ( その他の政治団体 )

単位 : 円

| 政治団体の名称                            | 吉泉ひでお後援会           | 正 和 会    | 志田徳久後援会  | 天 童 一 新 会 |
|------------------------------------|--------------------|----------|----------|-----------|
| 報告年月日                              | 20.10.31           | 20.11.28 | 20.12. 2 | 20.12. 3  |
| 収入総額                               | 2,313,473          | 0        | 4,194    | 1,579,459 |
| 前年繰越額                              | 113,473            | 0        | 4,194    | 1,579,459 |
| 本年収入額                              | 2,200,000          | 0        | 0        | 0         |
| 支出総額                               | 2,226,381          | 0        | 0        | 0         |
| 本年収入の内訳                            |                    |          |          |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数 ( 人 )            | 1,000,000<br>1,000 |          |          |           |
| 寄附 ( 内訳別掲 )                        | 1,200,000          | 0        | 0        | 0         |
| 個人分<br>( うち特定寄附 )                  | 1,200,000          |          |          |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>( 寄附のうちあっせんに係るもの ) |                    |          |          |           |
| 政党匿名寄附                             |                    |          |          |           |
| 事業収入 ( 内訳別掲 )                      |                    |          |          |           |
| 交付金収入                              |                    |          |          |           |
| 借入金 ( 内訳別掲 )                       |                    |          |          |           |
| その他の収入 ( 内訳別掲 )<br>1 件10万円未満のもの    |                    |          |          |           |
| 支出の内訳                              |                    |          |          |           |
| 経常経費                               | 1,716,203          | 0        | 0        | 0         |
| 人件費                                | 720,000            |          |          |           |
| 光熱水費                               | 231,876            |          |          |           |
| 備品・消耗品費                            | 284,327            |          |          |           |
| 事務所費                               | 480,000            |          |          |           |
| 政治活動費                              | 510,178            | 0        | 0        | 0         |
| 組織活動費                              | 400,000            |          |          |           |
| 選挙関係費                              |                    |          |          |           |
| 事業費                                | 74,000             | 0        | 0        | 0         |
| 機関紙発行事業費                           | 74,000             |          |          |           |
| 宣伝事業費                              |                    |          |          |           |
| パーティー事業費                           |                    |          |          |           |
| その他の事業費                            |                    |          |          |           |
| 調査研究費                              |                    |          |          |           |
| 寄附・交付金                             |                    |          |          |           |
| その他の経費                             | 36,178             |          |          |           |
| 資産等の有無                             | 無                  | 無        | 無        | 無         |

## 吉泉ひでお後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

吉 泉 秀 男

資金管理団体の届出に係る公職の種類

山形県議会議員

寄附の内訳

( 個人分 )

寄附者の氏名

金 額 住 所

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 吉 泉 秀 男 | 800,000円 | 東田川郡庄内町 |
| 吉 泉 富 子 | 400,000円 | 東田川郡庄内町 |

## 山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成21年1月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名  | 解散年月日      |
|-------------|---------|------------|
| うつい弘治後援会    | 佐 藤 富 芳 | 平成20.11.26 |
| 加藤俊行後援会     | 斎 藤 陽 一 | 平成20.12. 5 |
| 山形県民社協会長井支部 | 梅 津 健 吉 | 平成20.12. 5 |

## 山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成20年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり公表する。

平成21年1月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## (その他の政治団体)

単位：円

| 政治団体の名称                                  | うつい弘治後援会 | 加藤俊行後援会 | 山形県民社協会<br>長井支部 |
|------------------------------------------|----------|---------|-----------------|
| 報告年月日                                    | 20.11.27 | 20.12.5 | 20.12.11        |
| 収入総額                                     | 10,889   | 0       | 50,560          |
| 前年繰越額                                    | 10,889   | 0       | 50,560          |
| 本年収入額                                    | 0        | 0       | 0               |
| 支出総額                                     | 0        | 0       | 50,560          |
| 本年収入の内訳                                  |          |         |                 |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |         |                 |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        | 0       | 0               |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |         |                 |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |         |                 |
| 政党匿名寄附                                   |          |         |                 |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |         |                 |
| 交付金収入                                    |          |         |                 |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |         |                 |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |         |                 |
| 支出の内訳                                    |          |         |                 |
| 経常経費                                     | 0        | 0       | 0               |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |         |                 |
| 政治活動費                                    | 0        | 0       | 50,560          |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        | 0       | 50,560          |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |         |                 |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |         |                 |
| 資産等の有無                                   | 無        | 無       | 無               |

## 山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成21年 1月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠



| 届出者の氏名  | 公職の種類 | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名  | 届出年月日      |
|---------|-------|------------|------------------|---------|------------|
| 柏 倉 信 一 | 寒河江市長 | さがえの明日を拓く会 | 寒河江市大字日田字五反8 - 8 | 柏 倉 信 一 | 平成20.11.21 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 猛禽類保護ネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
関山 房兵
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市相生町一丁目3番3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、人間存在の基盤となっている健全な生態系の象徴である猛禽類の、調査研究、技術研修、一般市民に対する普及啓発活動等を通じ、人間と野生動物が共存できる豊かな自然を保全すると共に、希少猛禽類の種の保存に貢献する非営利活動を行うことを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立鶴岡病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 1月13日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第一会議室
  - (2) 日時 平成21年3月11日（水） 午前10時00分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立鶴岡病院清掃業務委託 一式
  - (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。

- (3) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって、当該役務の契約期間が平成21年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係 電話番号0235(22)2690
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び医療法施行規則適合証明書（以下「申請書等」という。）を平成21年2月5日（木）まで山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係まで提出すること。
  - (2) 提出された申請書等については、役務の仕様に適合しているかどうかを審査する。
  - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of building of Yamagata Prefectural Tsuruoka Hospital
  - (2) Time-limit for tender : 10:00 AM, March 11, 2009
  - (3) Contact point for the notice : Management Division, Yamagata Prefectural Tsuruoka Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL0235-22-2690

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤                      | 正                        |
|------------|------------|------|-------|------------------------|--------------------------|
| 平成20.12.24 | 第2005号     | 1604 | 下から14 | 県告示第520号山形県二級建築士試験受験資格 | 県告示第520号（山形県二級建築士試験受験資格） |